

第10期高松市高齢者保健福祉計画策定の位置付け等について

(1) 計画策定の根拠と計画期間

この計画は、老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」、介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法の規定に基づく「認知症施策推進計画」を「高齢者保健福祉計画」として、一体的に策定するものです。

<p>老人福祉法 第20条の8第1項</p>	<p>市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。</p>
<p>老人福祉法 第20条の8第7項</p>	<p>市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>
<p>介護保険法 第117条第1項</p>	<p>市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。</p>
<p>介護保険法 第117条第7項</p>	<p>市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>
<p>共生社会の実現を 推進するための 認知症基本法 第13条第1項</p>	<p>市町村は、基本計画を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。</p>
<p>共生社会の実現を 推進するための 認知症基本法 第13条第2項</p>	<p>市町村計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p>

本市においては、2027（令和9）年度から2029（令和11）年度までの3年間を計画期間とする第10期計画を、地域包括ケアシステムの深化に向けた計画として位置付けます。

2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
<div style="background-color: #92d050; padding: 5px; display: inline-block; border: 1px solid black;"> 2040年に向けて、地域包括ケアシステムを推進 </div>														
第6期 高齢者保健福祉計画 （介護保険事業計画）			第7期 高齢者保健福祉計画 （介護保険事業計画）			第8期 高齢者保健福祉計画 （介護保険事業計画）			第9期 高齢者保健福祉計画 （介護保険事業計画）			第10期 高齢者保健福祉計画 （介護保険事業計画） （認知症施策推進計画）		
準備・推進			充実			発展			実現			深化		

（2）他の計画との関係

この計画は、高松市の最上位計画である「高松市総合計画」の分野別計画であり、本市の高齢者福祉・介護保険事業の総合的な計画です。老人福祉法第20条の8第8項の規定にあり、高松市地域福祉計画のほか、その他の法律の規定による計画で、老人の福祉に関する事項を定めるものとも調和を保つ必要があります。また、国及び県の関連計画等とも整合性をとりながら、施策を総合的かつ計画的に推進します。

